

## 障がいがある人のために

### 手帳の交付・相談

閩福祉課 ☎(23)5806

障がいのある方が、各種の援助や制度上の便宜を受けるために役立つ手帳です。

#### ■ 身体障害者手帳

**対象** 病気や事故などで、手、足、目、耳や心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓などの内部器官に障がいがある方

**申請に必要な物** 専用の診断書、印鑑、顔写真、マイナンバーカード

#### ■ 療育手帳

**対象** 知的障がいが発達期(18歳まで)に現れ、日常生活に支障がある方

**申請に必要な物** 印鑑、顔写真、診断書(2歳未満で新規申請の場合のみ)

#### ■ 精神障害者保健福祉手帳

**対象** 精神障がいのため、長期にわたり生活への制約がある方

**申請に必要な物** 専用の診断書(または障害年金証書の写し)、印鑑、顔写真、マイナンバーカード

#### ■ 身体障害者・知的障害者相談員

障がい者の身近な問題について、相談や関係機関との連絡調整をします。定期的な相談日も設けていますので利用してください(日時や場所は、「広報たじみ」に掲載しています)。

### 医療・手当

閩福祉課 ☎(23)5806

#### ■ 自立支援(更生・育成)医療(人工透析、冠動脈バイパス手術、人工関節置換術など)

身体上の障がいに対し、日常生活能力などの回復又は障がいの軽減、改善のため医療が必要なときは、成人(18歳以上)の場合は更生医療、児童(18歳未満)の場合は育成医療を指定自立支援医療機関で受けられます。

原則、医療費は1割負担となりますが、世帯の課税状況に応じて、負担の上限額が設定されます。

#### ■ 自立支援(精神通院)医療

精神の疾患で継続して通院治療が必要な方に対し、その医療費の自己負担額の一部を助成します。原則、医療費は1割負担となりますが、世帯の課税状況に応じて、負担の上限額が設定されます。

#### ■ 心身障がい者(在宅)の手当

種類	支給月額	対象(いずれも所得制限あり)
特別児童扶養手当	1級 52,400円 2級 34,900円	身体障害者手帳1～3級および4級の一部、療育手帳A1～B1程度の障がいのある20歳未満の在宅の児童を養育している方
特別障害者手当	27,300円	20歳以上で著しく重度の障がいの状態(障害年金の1級程度の障がい重複している場合など)にあり、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の障がい者
障害児福祉手当	14,850円	20歳未満の在宅の重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方

#### ■ 心身障がい者の医療費の助成 閩保険年金課 ☎(23)5732

制度区分	対象
重度心身障がい者	身体障害者手帳1～3級または療育手帳A～B1・精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持している方(保険診療による自己負担分を助成)
特例重度心身障がい者	身体障害者手帳4級または療育手帳B2を所持している方のうち、65歳以上の方又は65歳未満の方で市町村民税非課税の方(保険診療による自己負担分を助成)
精神障がい者	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方のうち、市町村民税非課税の方(自立支援医療制度が適用される医療に対する自己負担分を助成)

## 生活を支えるサービス・制度

福祉課 ☎(23)5806

## 障害者総合支援法による福祉サービス

## ● 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

## ● 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

## ● 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ、食事などの介護、その他の外出する際に必要となる援助を行います。

## ● 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

## ● 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

## ● 障害者支援施設での夜間ケアなど（施設入所支援）

施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

## ● 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

## ● 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

## ● 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

## ● 補装具の費用の支給

身体障がい者（児）に対して、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具の購入と修理の費用の一部を支給します。

**対象** 在宅の身体障害者手帳を持っている方

**対象機器** 義肢、装具、視覚障がい者用安全つえ、補聴器、車いすなど

⑦

福祉

## 地域生活支援事業

## ● 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者（児）に対して日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

※ストマ用装具のみ施設入所・入院中の方も可

**対象** 身体障害者手帳1～4級（3・4級は一部）の方（介護保険対象者を除く）など

**給付品目** ストマ用装具、電気式たん吸引器、特殊ベッドなど

## ● 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出支援のためのヘルパーを派遣します。

## ● 日中一時支援事業

日中、介護する人がいないために一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある方に、日中一時支援事業所で活動の場を提供し、見守りを行います。

## ● 訪問入浴サービス事業

自宅で入浴が困難な重度身体障がいのある方を移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行います。

## ニュー福祉機器購入費の助成

障がい者の生活向上のため福祉機器を購入する場合に、購入費の一部を助成します。

※購入する前に申請が必要です

**対象** 在宅の身体障害者手帳を持っている方

**対象機器** パソコンなど

## 紙おむつ購入の助成

重度身体障がい者（児）が紙おむつを購入した場合、その購入費の一部を助成します。

**対象** 在宅の65歳未満の重度身体（知的、精神）障がい者（児）

**対象品目** 紙おむつ、尿取りパッド

## 非常用電源購入費の助成

在宅の重度障がい者（児）が、災害時等に必要とする非常用電源装置を購入した場合に、購入費の一部を助成します。

※購入する前に申請が必要です。

**対象** 身体障害者手帳（呼吸器機能障害1～3級）の方または常時電源が必要な機器（人工呼吸器等）を利用している方

**対象品目** インバーター発電機、ポータブル蓄電池、カーインバーター

## 社会参加のためのサービス

福祉課 ☎(23)5806

### タクシー初乗料金の助成

在宅の障がい者(児)の社会活動の範囲を広めるために、タクシー料金(福祉有償運送を含む)の一部を助成します。

**対象** 身体障害者手帳1～3級、及び4級のうち下肢、体幹機能障がい、視覚障がいの方、療育手帳A～B1の方、精神障害者保健福祉手帳1、2級を持っている方

※ただし、上記のうち自動車税種別割又は軽自動車税種別割の減免を受けている方は対象外

**助成内容** 身体障害者手帳1・2級の方は1カ月に3回分(年間36回)、それ以外の方は1カ月に2回分(年間24回)

### リフト付福祉タクシー利用料金の助成

車いすやストレッチャーのまま乗れるリフト付福祉タクシーの利用料金の一部を助成しています。

**助成内容** 1カ月の利用料金が4,300円を超える額について、最大1万円まで(市への登録が必要です)

### 自動車運転免許取得費の助成

障がい者が就労などのため自動車運転免許を取得した場合に、免許取得費用の一部を助成します。

**対象** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方(所得の制限あり)

**助成額** 限度額10万円

### 大学修学支援事業

在宅の重度障がい者(児)が、大学等において修学するにあたり通学及び敷地内におけるヘルパー費用の一部を助成します。

※利用する前に申請が必要です

**対象** 重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり常に介護が必要な方で、ヘルパーが自宅へ訪問し身体介護や家事等生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の支援を受けている方

**助成額** 限度額80万円

### 自動車改造費、介助用自動車購入費の助成

身体障がい者本人又は同一世帯の者が所有する自動車の操行装置、駆動装置、車いすなどの昇降装置の取付けなどの改造をした場合又は既に改造された車を購入した場合に、その費用の一部を助成します。

※改造、購入される前に申請が必要です

**対象** 身体障害者手帳を持っている方(所得の制限あり)

**助成額** 限度額10万円

※介助者が運転する車をリフト付きなどに改造する場合の限度額は24万円(所得・障害等級の制限あり)

### 手話通訳者・要約筆記者及び奉仕員の派遣

手話通訳者・要約筆記者及び奉仕員を派遣し、聴覚障がい者などの円滑なコミュニケーションを支援します。

**対象** 聴覚障がい、音声・言語機能障がいの方

**派遣事由** ・公的機関などの手続きに関すること

・学校など教育に関すること

・医療、就労に関すること

・障がい者福祉の大会行事に関すること

・その他社会参加促進上、必要と認められる場合

### 声の広報発行、点訳・音声訳支援

広報たじみ、議会だよりを音声訳したCDの作成や、市が発行する文書を点訳又は音声訳することで、視覚障がい者のコミュニケーションを支援します。

**対象** 視覚障がいの方

## 障害年金の請求代行

## 望月社会保険 労務士事務所

社会保険労務士

望月 泰徳  
もちづき ひろのり

〒507-0828 多治見市三笠町4-41-2  
コ・ラボ多治見2C

TEL. 0572-26-9590

HPアドレス : <http://sr-mochi.com>

初回無料相談  
出張相談承ります!



## 高齢者のために

### 高齢者見守りサービス

☎高齢福祉課 ☎(23)5821

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が住み慣れた地域で住み続けるために、見守りできるサービスを実施します。

#### ●配食型見守りサービス事業

配食業者による弁当を居宅に配達し、安否確認を行います。

**対 象** ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方等で、安否確認が必要な方

**費用負担** 提供事業者と利用者の契約による

#### ●緊急通報システム事業

緊急時に消防本部(119番)へつながる機器を貸し出します。

**対 象** ひとり暮らしの高齢者等または身体障がい者(1~3級の方)で安否確認が必要な方

**費用負担** 電池交換代4,500円(3年に1度)



#### ●救急医療情報キット事業

かかりつけ医、家族の緊急連絡先などの情報を入れるキットを配布します。

※キットは冷蔵庫内で保管し、救急搬送時に救急隊が持ち出します

**対 象** 災害時要援護者登録台帳に登録されている方または、65歳以上のひとり暮らし高齢者等

**費用負担** 無料



#### ●認知症高齢者等みまもりシール交付事業

行方不明となった方を早期に発見するために、衣服などに貼るQRコード付のみまもりシールを交付します。

※QRコードを読み取るとインターネット上の伝言板を介して保護者と連絡がとれます

**対 象** 認知症高齢者等で行方不明となるおそれのある方

**費用負担** 500円



### その他の生活支援サービス

#### ●介護用品購入助成事業

費用の一部を購入券により助成します。

**対 象** 次の要件を全て満たす方

- 要介護認定4または5の寝たきりまたは重度認知症の高齢者で、市民税非課税世帯に属する方
- 在宅で生活し、常時紙おむつを必要としている方

**助成内容** 紙おむつなどの介護用品購入費の一部

**対象品目** 紙オムツ、尿取りパッド、寝巻き、防水シート、オムツ交換の時に使用する使い捨て清拭用品、使い捨て手袋  
※事前に申請が必要です

#### ●地域包括支援センター

地域住民の福祉サービスなどを包括的に支援することを目的として設置され、介護予防、介護保険、認知症等の総合相談、認知症等の権利擁護、ケアマネジャー支援などの事業を行います。

施設名	所在地・電話番号
太平地域包括支援センター (総合福祉センター内)	太平町2-39-1 ☎(25)1135
滝呂地域包括支援センター (サンホーム滝呂内)	滝呂町10-87-4 ☎(24)5562
南姫地域包括支援センター (ふれあいセンター姫内)	大針町80-2 ☎(20)2021
笠原地域包括支援センター (かさはら福祉センター内)	笠原町2900-6 ☎(45)0007
精華地域包括支援センター (ニコニコ支援センター精華内)	十九田町1-10 ☎(25)2511
北栄地域包括支援センター (養護老人ホーム多容荘内)	旭ヶ丘7-15-1 ☎(27)2211

## 施設福祉

☎高齢福祉課 ☎(23)5821

## ●養護老人ホーム

生活環境や経済的な理由により、在宅生活が困難な方に入所していただく施設です。

**対 象** おおむね65歳以上(生計中心者の所得が基準以下)

**費用負担** 本人の収入、扶養義務者の所得に応じた額  
※市内の施設「多容荘」:旭ヶ丘7-15-1 ☎(27)6778

## 生きがい・就業支援

## ●老人福祉センター

おおむね60歳以上の方に、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場として利用していただく施設です。介護予防の指導も行っています。

施設名	所在地・電話番号
老人福祉センター (総合福祉センター内)	太平町2-39-1 ☎(25)1133
滝呂老人福祉センター (サンホーム滝呂内)	滝呂町10-87-4 ☎(24)5560
南姫老人福祉センター (ふれあいセンター姫内)	大針町80-2 ☎(20)2020

※利用は無料です

(別途参加費や材料費などの実費負担あり)

## ●多治見市悠光クラブ連合会(老人クラブ)

老人クラブでは、社会奉仕活動、教養講座の開催、健康増進の3つの事業を行っています。また、市や社会福祉協議会と連携して、老人福祉大会、作品展、芸能祭、軽スポーツ大会なども行っています。入会を希望される方は下記までお問い合わせください。

**問い合わせ** 多治見市悠光クラブ連合会  
(総合福祉センター内) ☎(26)9996

**業務時間** 月火木金 午前9時～正午

## ●多治見市シルバー人材センター

高齢者の労働能力の活用や就業機会の提供、無料職業紹介などを実施しています。

**利用時間** 午前9時～午後5時  
(土、日、祝日、年末年始を除く)

**問い合わせ** 公益社団法人 多治見市シルバー人材センター  
☎(23)6677



⑦

福祉



四季を感じる自然の中  
真心込めたサービスを行います。

やさしさと笑顔にあふれた施設です。  
近隣にある病院・看護師常駐体制の中、安心して  
薬湯風呂・レクリエーション・リハビリを  
心ゆくまで楽しんでいただけます。

〒507-0077 多治見市幸町7丁目28-1  
代表取締役 前田 憲孝

TEL. 0572-20-0254

FAX. 0572-20-0264

URL <http://saiwai-tajimi.com/>

安心してまかせられる  
医療・リハビリ・介護の施設

介護老人保健施設  
メモリアル光陽

〒507-0817 多治見市大畑町大洞39-1

TEL. 0572-25-8343

FAX. 0572-25-3741

<http://www.memokou.or.jp>

愛と奉仕を基本に人間尊重の精神で  
高齢者の自立をお手伝いします

## その他の生活援護・地域福祉

閩福祉課 ☎(23)5817 閩高齢福祉課 ☎(23)5821

### 生活の援護

#### 生活保護

資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮する国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助長する制度です。  
※保護の要否は、申請後に実施する資産等調査により判定します

#### 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の自立支援策を強化するため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業などにより支援します。  
※生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者をいいます

#### 成年後見制度

認知症高齢者の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など、判断能力が十分でない方の保護を図り、自己決定権の尊重、残存能力の活用などを法的支援者である成年後見人などが、代行決定する方法などによって支援します。

**内容** 家庭裁判所の審判に基づいて選任された成年後見人などが、財産管理や契約(介護保険制度の利用など)を代行決定することで、本人を保護・支援します

**相談先** 成年後見制度に関する相談や申立ての支援をします。

#### ●東濃権利擁護センター

所在地 太平町2-39-1 TEL (26)7422

**市長申立** 4親等内の親族のうち申し立てる者がいない方や虐待を受けているなどの事情により申立てが困難な場合は、市長が申立てを行います

#### 成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいによって判断能力が不十分な方(以下「要支援者」)が成年後見制度を利用しようとする時にかかる費用を助成します。

**対象者** 要支援者で、生活保護受給者や、資産や貯蓄等がなく、助成を受けないと制度の利用が困難な方。

**対象となる経費** ①後見等開始申し立てにかかる費用(収入印紙代、切手代等)  
②後見人等の報酬(限度額2万円/月)

#### 民生児童委員・主任児童委員

民生児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域社会の生活に困っている方、児童、障がい者、高齢者などで悩みのある方に、相談や援助、情報提供を行う地域ボランティアです。厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼務しています。

また、児童福祉に関することを専門的に行う主任児童委員も、各小学校区に2人ずつ配置されています。気軽に相談してください。なお、担当地域の民生児童委員が分からない場合は、高齢福祉課へ問い合わせください。

### 地域福祉施設

多治見市全体や地域の福祉の拠点施設として、児童、高齢者、障がい者、母子・父子世帯などに各種の福祉サービスを提供しています。また、市民の福祉活動を支援し、活動のさらなる増進を図るための施設です。

#### ●総合福祉センター

所在地 太平町2-39-1 ☎(25)1131(代表)

#### ●サンホーム滝呂

所在地 滝呂町10-87-4 ☎(24)5560(代表)

#### ●ふれあいセンター姫

所在地 大針町80-2 ☎(20)2020(代表)

#### ●かさばら福祉センター

所在地 笠原町2900-6 ☎(43)4158(代表)

#### 介護保険

ベッド・車椅子などの福祉用具 レンタル・販売  
手すり取付などの住宅改修工事

## カム・オン(有)

〒507-0027 多治見市上野町3-15  
TEL 0572-21-0377 FAX 0572-21-0378

バリアフリー ジュウタク  
0088-211-109

ご相談・お見積りはもちろん無料です。  
専門スタッフが、親切・丁寧に対応、  
お体に合わせたご提案をさせていただきます。  
お気軽にお電話下さい。



## 社会福祉協議会

多治見市社会福祉協議会 ☎(25)1131

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域の福祉問題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指している民間の組織です。

### あらし (概要)

**名称** 社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会  
(略称「社協たじみ」)

**創立** 昭和29年7月(法人化 昭和43年3月28日)

**所在地** 太平町2-39-1(総合福祉センター内)

☎(25)1131、1134、FAX(25)1132

### 事業

- ① 福祉課題の把握、地域福祉活動の推進
- ② 住民、当事者、社会福祉事業関係者などの組織化・支援
- ③ ボランティア活動の振興
- ④ 福祉サービスなどの企画・実施
- ⑤ 総合的な相談・援助活動および情報提供活動の実施
- ⑥ 福祉共育・啓発活動の実施
- ⑦ 社会福祉の調査および研究
- ⑧ 保健・医療・社会教育との連絡調整
- ⑨ 社会福祉の人材養成・研修事業の実施
- ⑩ 自立支援事業の実施
- ⑪ 介護保険事業の実施
- ⑫ 保育園の運営
- ⑬ 地域福祉財源の確保および助成の実施
- ⑭ 市などからの受託事業の運営

### 地域福祉協議会の設置

住民主体による身近な福祉の窓口、地域福祉活動の拠点として、小学校区を単位として順次設置を目指しています。

### 福祉委員制度の普及

福祉委員は、誰もが地域で安心して暮らせるように、見守りや声掛けなどによって、近隣の困っている人を早期に発見し、必要なサービスにつなげたり、近隣の方々と助け合う体制を地域ぐるみで築いたりすることを目指し、町内会単位で設置しています。

### ひまわりサロン

地域住民が主体となって、仲間づくりや生きがいづくり、介護予防を図ることを目的として活動しています。地域の誰もが楽しく、気軽に集える場所を、歩いて行ける範囲で開催しています。また、開催を希望される地域の相談にも応じています。

**内容** 茶話会、健康講座、季節行事、レクリエーション、福祉講座など

### 福祉共育

地域の会合や勉強会に出掛け、福祉制度・サービスなどの説明や車いす・アイマスクなどを使った体験講座を行います。

### 車いす貸出事業

介護負担の軽減と、ケガをした方や障がいのある方の外出などの便宜を図る目的で、車いすの一時的な貸し出しを無料で行っています。(理由によって短期～2カ月まで)  
※台数に限りあり

### 生活福祉資金貸付制度

他からの借入が困難な低所得者、障がい者または高齢者に対して、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長、在宅福祉と社会参加の促進を図ります。

### 広報「ふれあい」の発行

社会福祉協議会が行う事業や各種講座、行事の案内、地域で行われる福祉活動の紹介など、さまざまな福祉に関する情報を掲載し、隔月(偶数月)発行しています。

### ボランティアセンター

ボランティアセンターは自発的に他人や社会に貢献するボランティアの活動の拠点であり、ボランティア活動に関する市民の気軽な相談窓口です。総合福祉センター4階にボランティア専用の部屋があり、会合や勉強会、情報提供・収集の場として利用できます。また、地域で自主的に活動が展開できるよう相談、連絡調整、啓発事業、養成講座などを行っています。

### 共同募金

共同募金運動は、民生児童委員、自治会、事業所、ボランティアなどの協力を得て、毎年10月1日から12月31日まで全国的に展開されます(12月は歳末助け合い運動)。

集められた募金は、地域福祉のための事業や、福祉施設における備品や、環境の整備、福祉団体の活動費の他、災害時のボランティア活動への支援などに使われます。

### 日常生活自立支援事業

自らの判断だけでは福祉サービスの利用手続きや日常的なお金の管理に不安がある方が、福祉サービスを利用して地域で安心した生活が送れるように支援しています。

- 福祉サービスの利用援助
- 日常的な金銭管理サービス
- 書類など預りサービス

※利用料金必要